

福岡県公報

平成二十六年三月三十一日
号外
①

目次

条 例 (第六号―第二十一号)

○福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	……………三
○福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例 (財政課)	……………五
○福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例 (学事課)	……………二四
○福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (健康増進課)	……………二四
○福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (医療保険課)	……………二五
○福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例 (高齢者支援課)	……………二五
○福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例 (高齢者支援課)	……………二五
○福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (障害者福祉課)	……………二五
○福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (障害者福祉課)	……………二五
○福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例 (廃棄物対策課)	……………二六
○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (公園街路課)	……………二六
○福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学者料及び受講料条例の一部を改正する条例 (教育庁財務課)	……………二七

公布された条例のあらまし

- 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………二八
 - 福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………二九
 - 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁高校教育課) ……………二九
 - 福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………三〇
- ◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (総務部人事課)
- 1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する給与に関する報告及び勧告に鑑み、五十五歳を超える職員の昇給及び獣医師職員の初任給調整手当の支給方法の見直しを行うとともに、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第七条の規定による給料の切替えに伴う経過措置の廃止を行うこととした。
 - 2 一 この条例は、平成二十六年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例第七条第五項の規定は、同日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用することとした。
 - 二 所要の経過措置を設けることとした。
- ◇福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例 (総務部財政課)
- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成二十六年四月一日から施行されること等に伴い、福岡県立公文書館の使用料の額等を改定することとした。
 - 2 一 この条例は、一部の規定を除き、平成二十六年四月一日から施行することとした。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

(総務部私学事振興局学事課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律の制定による地方独立行政法人法の一部改正により、地方独立行政法人が保有する財産であつて業務の見直し等により不要となつたもののうち、地方公共団体へ納付すべき重要な財産について条例で定めることとされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部健康増進課)

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療保険課)

1 福岡県後期高齢者医療財政安定化基金の残高及び貸付予定額等を勘案した結果、基金への追加造成が当面不要であることから、福岡県後期高齢者医療広域連合からの新たな拠出を求めないとしたことに伴い、拠出金の拠出率を改定することとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部高齢者支援課)

1 福岡県介護基盤緊急整備基金に基づく事業を平成二十六年度まで継続することに伴い、福岡県介護基盤緊急整備基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部高齢者支援課)

1 福岡県介護職員処遇改善等基金に基づく事業を平成二十六年度まで継続することに

伴い、福岡県介護職員処遇改善等基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金に基づく事業を平成二十七年まで継続することに伴い、福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等により、共同生活介護が共同生活援助に一元化されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

(環境部廃棄物対策課)

1 産業廃棄物処理施設の設置が地域の生活環境に与える影響について、県民の安全・安心を確保するため、設置者は知事の定める指針に基づき環境調査を行うことを明確にするとともに、市町村の意見を聴取する手続を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十六年七月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 屋外広告物法第二十八条の規定により、屋外広告物に係る条例の制定及び改廃に関する事務を景観行政団体である大牟田市が処理することを可能とするほか、所要の規

定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例

(教育庁財務課)

1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、県立高等学校の授業料等の徴収について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する給与に関する報告及び勧告に鑑み、五十五歳を超える職員の昇給の見直し及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第七条の規定による給料の切替えに伴う経過措置の廃止を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十六年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例第八条第五項の規定は、同日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁高校教育課)

1 いじめ防止対策推進法に基づき、地域におけるいじめの防止のための対策等を行うため、福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する給与に関する報告及び勧告に鑑み、五十五歳を超える職員の昇給の見直し及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第七条の規定による給料の切替えに伴う経過措置の廃止を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十六年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例第七条第四項の規定は、同日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)を超える職員の第三項の規定による昇給は、同項に規定する期間

におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第十条の二第二項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

(福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第七条第五項の規定は、同日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用する。

(福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、施行日の前日において第二条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(以下「改正前の給与条例」という。)附則第七条の規定による給料の支給を受けていたもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、その者を受ける給料月額のほか、経過措置基準額(施行日の前日において支給を受けていた給料月額と同条に規定する差額に相当する額との合計額からその者の受ける給料月額を減じた額(零を上回るものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。

一 施行日から平成二十七年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の一を乗じて得た額(一円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が三千円を超える場合は三千円とする。)

二 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の二を乗じて得た額(一円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が六千円を超える場合は六千円とする。)

三 平成二十八年四月一日以降 施行日以降の期間について、経過した年数一年につき三千円を乗じて得た額に三千円を加算した額

2 施行日の前日から引き続き改正前の給与条例附則第七条の規定による給料を受けていた職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 施行日の前日に改正前の給与条例附則第七条の規定による給料の支給を受けていない職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第三条 前条の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与条例第二十一条第五項(改正後の給与条例第二十二條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、改正後の給与条例第二十一条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年福岡県条例第六号)附則第二条の規定による給料の額との合計額」とする。

2 前条の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年福岡県条例第六号)附則第二条の規定による給料の額との合計額」とする。

一 福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第八十六号) 第三条第一項

二 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号) 第五条第五項

三 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号) 第四条第四項

(人事委員会規則への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七号

福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例

(福岡県立公文書館条例の一部改正)

第一条 福岡県立公文書館条例(平成二十四年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に改める。

(福岡県行政財産使用料条例の一部改正)

第二条 福岡県行政財産使用料条例(昭和三十九年福岡県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。
 (福岡県立アジア文化交流センター条例の一部改正)

第三条 福岡県立アジア文化交流センター条例(平成十七年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一中表の部分を次のように改める。

区分	単位	料金
和室	午前九時三十分から正午まで	一、一二〇円
	正午から午後一時まで	四五〇円
	午後一時から午後五時まで	一、八〇〇円
	午前九時三十分から正午まで	一、二三〇円
A	正午から午後一時まで	四九〇円
	午後一時から午後五時まで	一、九六〇円

研修室

B	
午前九時三十分から正午まで	一、二三〇円
正午から午後一時まで	四九〇円
午後一時から午後五時まで	一、九六〇円
午前九時三十分から正午まで	六、七九〇円
正午から午後一時まで	二、五九〇円
午後一時から午後五時まで	一〇、三七〇円
午前九時三十分から午後一時まで	四、四五〇円
午後一時から午後五時まで	五、〇八〇円

別表の二中表の部分を次のように改める。

区分	料	金
普通観覧料	一人一回につき二、〇六〇円以内で規則で定める額	
特別観覧料	一点一回につき五、四〇〇円以内で規則で定める額	

(福岡県立もち文化センター条例の一部改正)

第四条 福岡県立もち文化センター条例(平成十八年福岡県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一中表の部分を次のように改める。

区分	料	金
平日	午前九時から正午まで	二、一七〇円
	午後一時から午後五時まで	二、四三〇円
	午後六時から午後十時まで	三、六五〇円
休日	午前九時から正午まで	二、九〇〇円
	午後一時から午後五時まで	三、一六〇円
	午後六時から午後十時まで	四、三八〇円

別表の二中表の部分を次のように改める。

区分	料	金
小ホール	午前九時から正午まで	九、七四〇円
	午後一時から午後五時まで	一一、一七〇円
二階展示ホール	午前九時から正午まで	五、四八〇円
	午後一時から午後五時まで	七、三〇〇円
三階展示ホール	午前九時から正午まで	四、三八〇円
	午後一時から午後五時まで	五、八四〇円

特別会議室	六、五七〇円	八、七六〇円	八、七六〇円	一五、三三〇円	一七、五二〇円	二四、〇九〇円
会議室第一・二・三・四	二、六七〇円	三、六五〇円	三、六五〇円	六、三三〇円	七、三〇〇円	九、九七〇円
会議室第五・六	一、三三〇円	一、八二〇円	一、八二〇円	三、一五〇円	三、六四〇円	四、九七〇円
第一研修室	四、三八〇円	五、八四〇円	五、八四〇円	一〇、二二〇円	一一、六八〇円	一六、〇六〇円
第二研修室	三、二八〇円	四、三八〇円	四、三八〇円	七、六六〇円	八、七六〇円	一二、〇四〇円
第三研修室	四、二二〇円	五、六二〇円	五、六二〇円	九、八三〇円	一一、二四〇円	一五、四五〇円
第四研修室	四、二二〇円	五、六二〇円	五、六二〇円	九、八三〇円	一一、二四〇円	一五、四五〇円
視聴覚教室	三、二八〇円	四、三八〇円	四、三八〇円	七、六六〇円	八、七六〇円	一二、〇四〇円
音楽室	四、三八〇円	五、八四〇円	五、八四〇円	一〇、二二〇円	一一、六八〇円	一六、〇六〇円
一般教室	四、三八〇円	五、八四〇円	五、八四〇円	一〇、二二〇円	一一、六八〇円	一六、〇六〇円
アトリエ	四、三八〇円	五、八四〇円	五、八四〇円	一〇、二二〇円	一一、六八〇円	一六、〇六〇円
料理教室	六、五七〇円	八、七六〇円	八、七六〇円	一五、三三〇円	一七、五二〇円	二四、〇九〇円
和室	三、二八〇円	四、三八〇円	四、三八〇円	七、六六〇円	八、七六〇円	一二、〇四〇円
茶室	二、一九〇円	二、九二〇円	二、九二〇円	五、一一〇円	五、八四〇円	八、〇三〇円
練習室	四、六二〇円	六、〇八〇円	六、〇八〇円	一〇、七〇〇円	一二、一六〇円	一六、七八〇円

(福岡県保健環境研究所手数料条例の一部改正)

第五条 福岡県保健環境研究所手数料条例(昭和二十四年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

器具又は容器包装の規格基準適合検査	定 量	定 性	細菌検査		乳又は乳製品の規格基準適合検査	清涼飲料水の規格基準適合検査	二 食品等試験(検査)料		定 量	定 性	無 菌 試 験	一 微生物等試験(検査)料	
			複 雑 な も の	簡 易 な も の			複 雑 な も の	複 雑 な も の				殺 虫 剤 効 力 試 験	ウ イ ル ス 分 離 同 定 試 験
一件につき	一成分につき	一成分につき	一菌種につき	一菌種につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一成分につき	一成分につき	一件につき	一件につき	一件につき
一〇、四二〇円	二九、三二〇円	一一、〇〇〇円	六、七七〇円	三、四七〇円	八、一一〇円	八、七六〇円	二九、三二〇円	二九、三二〇円	一一、〇〇〇円	三、四七〇円	二四、二九〇円	三九、四〇〇円	六、九六〇円

六 水質試験(検査料)		五 温泉試験料			四 医薬品等試験(検査)料				三 容器包装等試験(検査)料					
定量分析		定性分析			定量分析		定性分析		細菌検査		合成樹脂製の器具又は容器包装の規格基準適合検査		ポリ塩化ビニール等	
特殊なもの	複雑な前処理を行うもの	普通のもの	簡易なもの	ラジウムエマナチオン試験	鉱泉小分	鉱泉中分	医薬品又は化粧品等の適否検査	複雑なもの	複雑なもの	複雑なもの	簡易なもの	その他の合成樹脂	ポリスチレン等	ポリ塩化ビニール等
複雑な前処理を行うもの	一成分につき 一七、六六〇円	複雑な前処理を行うもの	一成分につき 一、〇〇〇円	一件につき 一三、〇八〇円	一件につき 二二、九四〇円	一件につき 九一、七五〇円	一件につき 一七、三五〇円	一成分につき 二九、三二〇円	一成分につき 一、〇〇〇円	一成分につき 六、七七〇円	一成分につき 三、四七〇円	一菌種につき 三、七二〇円	一菌種につき 一、八七〇円	一件につき 四四、五八〇円
特殊なもの	一成分につき 一一、九六〇円	普通のもの	一成分につき 三、〇七〇円	一件につき 一三、〇八〇円	一件につき 二二、九四〇円	一件につき 九一、七五〇円	一件につき 一七、三五〇円	一成分につき 二九、三二〇円	一成分につき 一、〇〇〇円	一成分につき 六、七七〇円	一成分につき 三、四七〇円	一菌種につき 三、七二〇円	一菌種につき 一、八七〇円	一件につき 四四、五八〇円

備考	七 物性等試験料	飲料水		飲 料
		細菌検査	理化試験	
八 前各号に掲げる以外の手数料	生物同定試験料	水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十条第一項に規定する水質検査	一件につき 二二七、八六〇円	一件につき 八、一七〇円
			一成分につき 一、一八〇円	一件につき 二、五六〇円
			一件につき 一、八九〇円	

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額の百分の八十に相当する額(一〇円未満の端数を生じたときは、四捨五入した額)

備考 特殊な試験、器具等を使用する場合は、当該手数料の額に実費を加算する。

第六条 福岡県保健所使用料及び手数料条例(昭和二十五年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「千七十円」を「千八十円」に、「百三十円」を「百四十円」に、「四百五十二円」を「四百六十三円」に、「二百四十三円」を「二百五十円」に改める。

(福岡県保健福祉関係手数料条例の一部改正)

第七条 福岡県保健福祉関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「この項」を「この条」に改め、「する者」の下に「又は当該保育士試験の全部の免除を受けようとする者」を加え、「別表一の項」を「それぞれ別表一の項又は一の四の二の項」に改める。

別表中一の四の項の次に次のように加える。

一 の 四 の 二	児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の二第二項の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験全部免除申請手数料	二、四〇〇円
-----------------------	--	----------------	--------

別表七〇の項中「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表一一三の項中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表一一九の二の項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表一一九の三の項中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改め、同表一六七の項中「八、五〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表一六七の二の項及び一六七の三の項中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

第八条 福岡県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十八年福岡県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「千五百六十円」を「千五百七十円」に改め、同項第二号中「二千八百八十円」を「二千九百九十円」に改め、同項第三号中「千四百七十円」を「千四百八十円」に改め、同項第四号中「三千七百四十円」を「三千七百七十円」に改め、同項第五号中「二千五百円」を「二千五百十円」に改め、同項第六号及び第七号中「三千七百四十円」を「三千七百七十円」に改め、同項第八号中「千円」を「千二十円」に改める。

（福岡県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第九条 福岡県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例（昭和四十一年福岡県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「六百九十円」を「七百十円」に改める。

（福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第十条 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成八年福岡県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中表の部分の部分を次のように改める。

別表第三の一中表の部分の部分を次のように改める。

五〇一研修室	第三和室		第二和室	第一和室	クローバーホール	区分	セミナールーム			スタジオルーム	OALーム	スタジオ	工芸室	音楽室	区分
	B	A					C	B	A						
三、七六〇円	一、五六〇円	一、五六〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	七、二二〇円	午前九時から 正午まで	二、五〇〇円	一、五六〇円	一、五六〇円	一、八八〇円	一、五六〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	午前九時から 正午まで	
五、〇一〇円	二、〇九〇円	二、〇九〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	九、六一〇円	午後一時から 午後五時まで	三、三四〇円	二、〇九〇円	二、〇九〇円	二、五〇〇円	二、〇九〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	午後一時から 午後五時まで	
四、四九〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	八、六七〇円	午後六時から 午後九時まで	三、〇三〇円	一、八八〇円	二、六一〇円	二、二九〇円	一、八八〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	午後六時から 午後九時まで	
八、七七〇円	三、六五〇円	三、六五〇円	四、三八〇円	四、三八〇円	一六、八二〇円	午前九時から 午後五時まで	五、八四〇円	三、六五〇円	五、一一〇円	四、三八〇円	三、六五〇円	四、三八〇円	四、三八〇円	午前九時から 午後五時まで	
九、五〇〇円	三、九七〇円	三、九七〇円	四、七九〇円	四、七九〇円	一八、二八〇円	午後一時から 午後九時まで	六、三七〇円	三、九七〇円	五、五三〇円	四、七九〇円	三、九七〇円	四、七九〇円	四、七九〇円	午後一時から 午後九時まで	
一三、二六〇円	五、五三〇円	五、五三〇円	六、六七〇円	六、六七〇円	二五、四九〇円	午前九時から 午後九時まで	八、八七〇円	五、五三〇円	七、七二〇円	六、六七〇円	五、五三〇円	六、六七〇円	六、六七〇円	午前九時から 午後九時まで	

体育館	大ホール	区分	五〇八研修室		五〇七研修室	五〇六研修室		五〇五研修室	五〇四研修室	五〇三研修室	五〇二研修室
			B	A		B	A				
三、七六〇円	二〇、〇七〇円	午前九時から 正午まで	五、九五〇円	六二〇円	九四〇円	一、五六〇円	二、一九〇円	九四〇円	九四〇円	九四〇円	一、五六〇円
五、〇一〇円	二六、七六〇円	午後一時から 午後五時まで	七、九四〇円	八三〇円	一、二五〇円	二、〇九〇円	二、九二〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	二、〇九〇円
四、四九〇円	二四、〇四〇円	午後六時から 午後九時まで	七、一〇〇円	七三〇円	一、一四〇円	一、八八〇円	二、六二〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、八八〇円
八、七七〇円	四六、八三〇円	午前九時から 午後五時まで	一三、八九〇円	一、四五〇円	二、一九〇円	三、六五〇円	五、一一〇円	二、一九〇円	二、一九〇円	二、一九〇円	三、六五〇円
九、五〇〇円	五〇、八〇〇円	午後一時から 午後九時まで	一五、〇四〇円	一、五六〇円	四、七九〇円	六、三三〇円	七、一〇〇円	二、三九〇円	二、三九〇円	二、三九〇円	三、九七〇円
一三、二六〇円	七〇、八七〇円	午前九時から 午後九時まで	二〇、九九〇円	二、一八〇円	六、六七〇円	八、八七〇円	九、九二〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	五、五三〇円

別表第三の二のイ中表の部分を次のように改める。

別表第三の二の口の表中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「五〇〇円」を「五二〇円」に改める。

別表第三の三中表の部分を次のように改める。

区分	プール	
	温水期間	夏季期間
卓球室 一室	九四〇円	一七、五六〇円
トレーニング室	七、二二〇円	二二、四一〇円
アーチェリー場	二、八二〇円	二二、一一〇円
ゲートボール場 一面	九四〇円	四〇、九七〇円
グラウンド	一、五六〇円	四四、五〇〇円
	二、〇九〇円	六二、〇三〇円
	一、二五〇円	九三、〇三〇円
	二、一九〇円	六二、〇八〇円

別表第三の四の表中「三、〇五〇円」を「三、一三〇円」に改める。

福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部改正

第十一条 福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例（昭和二十九年福岡県条例第六十

三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「三千五百七十円」を「三千五百八十円」に改める。

福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部改正

第十二条 福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和四十八年福岡県条例第十二号）

の一部を次のように改正する。

別表の一中表の部分を次のように改める。

区分	プール	
	温水期間	夏季期間
平日	六、五七〇円	二二、四一〇円
平日	九、八六〇円	二二、一一〇円
平日	九、八六〇円	四〇、九七〇円
平日	一六、四三〇円	四四、五〇〇円
平日	一九、七〇〇円	六六、六九〇円
平日	二六、二九〇円	九三、〇三〇円
平日	七、八九〇円	六二、〇八〇円
平日	一一、八三〇円	六二、〇三〇円
平日	一一、八三〇円	六二、〇三〇円
平日	一九、七二〇円	六二、〇三〇円
平日	二二、六六〇円	六二、〇三〇円
平日	三二、五五〇円	六二、〇三〇円

別表の二中表の部分を次のように改める。

区 分	午前九時から 正午まで		午後一時から 午後五時まで		午後六時から 午後九時まで		午前九時から 午後五時まで		午後一時から 午後九時まで		午前九時から 午後九時まで	
	正午まで	午後五時まで	午後五時まで	午後九時まで	午後九時まで	午後五時まで	午後九時まで	午後九時まで	午後九時まで	午後九時まで	午後九時まで	
展示ホール	二、三七〇円	三、五五〇円	三、五五〇円	五、九二〇円	七、一〇〇円	九、四七〇円						
第一会議室	五四〇円	八一〇円	八一〇円	八一〇円	一、三五四〇円	二、一六〇円						
第二会議室	七三〇円	一、〇九〇円	一、〇九〇円	一、〇九〇円	一、八二〇円	二、九一〇円						
第三会議室	五四〇円	八一〇円	八一〇円	八一〇円	一、三五四〇円	二、一六〇円						
第一研修室	一、八二〇円	二、七三〇円	二、七三〇円	二、七三〇円	四、五五〇円	七、二八〇円						
第二研修室	一、四六〇円	二、一九〇円	二、一九〇円	二、一九〇円	三、六五〇円	五、八四〇円						
美術室	一、四六〇円	二、一九〇円	二、一九〇円	二、一九〇円	四、三八〇円	五、八四〇円						
音楽室	一、二七〇円	一、九一〇円	一、九一〇円	一、九一〇円	三、八二〇円	五、〇九〇円						
写真室	一、二七〇円	一、九一〇円	一、九一〇円	一、九一〇円	三、八二〇円	五、〇九〇円						
茶 室	三六〇円	五四〇円	五四〇円	九〇〇円	一、〇八〇円	一、四四〇円						
和 室	五四〇円	八一〇円	八一〇円	一、三五〇円	一、六二〇円	二、一六〇円						

別表の三のイ中表の部分を次のように改める。

区 分	午前九時から 正午まで		午後一時から 午後五時まで		午後六時から 午後九時まで		午前九時から 午後五時まで		午後一時から 午後九時まで		午前九時から 午後九時まで	
	正午まで	午後五時まで	午後五時まで	午後九時まで	午後九時まで	午後五時まで	午後九時まで	午後九時まで	午後九時まで	午後九時まで	午後九時まで	
競技場	四、一九〇円	五、五九〇円	五、五九〇円	五、五九〇円	九、七八〇円	一、一八〇円	一、一八〇円	一、一八〇円	一、一八〇円	一、一八〇円	一、一八〇円	一、一八〇円
その他	七二〇円	一、〇九〇円	一、〇九〇円	一、〇九〇円	一、八〇〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	二、一八〇円
設 施	七二〇円	一、〇九〇円	一、〇九〇円	一、〇九〇円	一、八〇〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	二、一八〇円

別表の四の表中「一七〇円」を「一八〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、

「一、五三〇円」を「一、六二〇円」に改め、同表の五の表中「二五〇円」を「二六〇円」に、「二、二五〇円」を「二、三四〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三三六〇円」に改める。

第十三条 福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部改正
（福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部改正）
別表四の項金額の欄中「一六、五〇〇円」を「一七、九〇〇円」に改める。

第十四条 福岡県商工関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
別表七六の項中
「一 タクシーメーター
五五〇円」を削

り、「二 質量計」を「一 質量計」に、「三 温度計」を「二 温度計」に、「四 体積計」を「三 体積計」に、「五 アネロイド型圧力計」を「四 アネロイド型圧力計」に改め、同表八四の項中「二二、七〇〇円」を「二三、二〇〇円」に、「三七、三〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「三二、四〇〇円」を「三三、一〇〇円」に、「九三、一〇〇円」を「九五、二〇〇円」に、「一一三、五〇〇円」を「一二六、二〇〇円」に、「九二、七〇〇円」を「九四、九〇〇円」に、「一〇三、七〇〇円」を「一一〇六、一〇〇円」に、「九八、二〇〇円」を「一〇〇、五〇〇円」に、「一一三、五〇〇円」を「一一六、〇〇〇円」に、「九九、一〇〇円」を「一〇一、四〇〇円」に、「一〇五、七〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二五、八〇〇円」に改める。

第十五条 福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部改正
（福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部改正）
別表第一号（一）の表中「五、四七〇円」を「五、六二〇円」に、「二、四二〇円」を「二、四八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「三、八一〇円」を「三、九一〇円」に、「六、一一〇円」を

「六、二六〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九九〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三二〇円」に、「二、二九〇円」を「二、三五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二九〇円」に改め、同号(二)の表中「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇一〇円」に、「一、七一〇円」を「一、七五〇円」に、「七、七七〇円」を「七、九八〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九八〇円」に、「二、四二〇円」を「二、四八〇円」に、「四、四五〇円」を「四、五八〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三八〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇三〇円」に改め、同号(三)の表中「五四〇円」を「五五〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六二〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三三〇円」に、「二〇、七二〇円」を「二一、三一〇円」に、「一、五九〇円」を「一、六三〇円」に改め、同号(四)の表中「一、〇二〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五八〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、一四〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、一四〇円」を「二、一九〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇三〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四二〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七七〇円」に改め、同号(五)の表中「一、三〇〇円」を「一、三四〇円」に、「四、三七〇円」を「四、四九〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三三〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七五〇円」に改め、同号(六)の表中「一、〇四〇円」を「一、〇七〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三五〇円」に、「三、六六〇円」を「三、七六〇円」に改め、同号(七)の表中「一、四五〇円」を「一、四九〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に、「四、〇八〇円」を「四、二〇〇円」に、「一、二、八二〇円」を「一、三、一七〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五七〇円」に、「一、五九〇円」を「一、六四〇円」に、「八九〇円」を「九二〇円」に改め、同号(八)の表中「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五五〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一一〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六六〇円」に、「四、八二〇円」を「四、九五〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八一〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七九〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二八〇円」に、「二、四四〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、

三八〇円」を「三、四七〇円」に、「四、三一〇円」を「四、四二〇円」に改め、同号(九)の表中「一、六一〇円」を「一、六五〇円」に、「七四〇円」を「七六〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、八一〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三三、〇一〇円」に、「三一、二一〇円」を「三一、七五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に、「二、〇二〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一七〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「三、七二〇円」を「三、八二〇円」に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六六〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五五〇円」に、「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に、「三、六六〇円」を「三、七五〇円」に、「八、二九〇円」を「八、五一〇円」に、「三、六二〇円」を「三、七三〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七九〇円」に改め、別表第四号中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

(福岡県立飯塚研究開発センター条例の一部改正)

第十六条 福岡県立飯塚研究開発センター条例(平成四年福岡県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「九、六三〇円」を「九、八七〇円」に、「一二、八四〇円」を「一三、一六〇円」に、「二二、四七〇円」を「二三、〇四〇円」に、「三二、一〇〇円」を「三二、九一〇円」に、「三、二一〇円」を「三、二九〇円」に、「六、四二〇円」を「六、五八〇円」に、「八、五六〇円」を「八、七七〇円」に、「一四、九八〇円」を「一五、三六〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、九四〇円」に、「二、一四〇円」を「二、一九〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、〇九〇円」に改め、同表の二中「二、一四〇円」を「二、一九〇円」に改める。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県森林林業技術センター手数料及び使用料条例の一部改正)

第十七条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県森林林業技術センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち福岡県森林林業技術センター手数料及び使用料条例別表の改正規定中

「七八〇円」を「八〇〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六六〇円」に、「三、六一〇円」を「三、六八〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、〇六〇円」に、「二、二五〇円」を「二、三〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五六〇円」に、「三、九九〇円」を「三、〇七〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、四六〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、一七〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六四〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一一〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九一〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六二〇円」に、「一、七六〇円」を「一、八〇〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八五〇円」に、「四九〇円」を「五一〇円」に、「五三〇円」を「五五〇円」に、「六六〇円」を「六八〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「四七〇円」を「四九〇円」に、「五七〇円」を「五九〇円」に、「七四〇円」を「七六〇円」に、「六三〇円」を「六五〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に改める。

附則に次の一項を加える。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

6 福岡県領収証紙条例(昭和三十九年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第十八号を次のように改める。

一八 削除

(福岡県農林水産関係手数料条例の一部改正)

第十八条 福岡県農林水産関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「六四、〇〇〇円」を「六五、〇〇〇円」に改め、同表一五の項中「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に改め、同表一六の項中「三六〇円」を「三七〇円」に、「六一〇円」を「六三〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に改め、同表一八の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「みつばち」を「蜜蜂」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

別表第二の三の項中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改める。

(福岡県漁港管理条例の一部改正)

第十九条 福岡県漁港管理条例(昭和三十九年福岡県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の一イ(1)中「一八五円」を「一九〇円」に、「二四五円」を「二五〇円」に、「三〇五円」を「三一五円」に、「四三五円」を「四四五円」に改め、同表の一イ(2)中「二五〇円」を「二六〇円」に改める。

(福岡県建設技術情報センター条例の一部改正)

第二十条 福岡県建設技術情報センター条例(平成七年福岡県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「七、二〇〇円」を「七、三八〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八四〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、二二〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八五〇円」に、「三、六八〇円」を「三、八〇〇円」に、「六、四四〇円」を「六、六五〇円」に改める。

別表第二中「二、三六〇円」を「二、七二〇円」に、「二、九二〇円」を「三、〇一〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「六、〇九〇円」を「六、二六〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「九八〇円」を「一、〇一〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五四〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二六〇円」に、「一、五九〇円」を「一、六四〇円」に、「五、八七〇円」を「六、〇四〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二二〇円」に、「一二、三五〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一、五六〇円」を「一、六〇〇円」に、「七三〇円」を「七六〇円」に、「三、六三〇円」を「三、七三〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改める。

別表第三の一中「六、三二〇円」を「六、四六〇円」に、「二、六四〇円」を「二、七〇〇円」に、「一三、三七〇円」を「一三、六六〇円」に、「七、〇六〇円」を「七、二二〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「六、六五〇円」を「六、八一〇円」に、「八、〇三〇円」を「八、一九〇円」に、「九、六五〇円」を

「九、八五〇円」に、「八、五四〇円」を「八、七三〇円」に、「二〇、一九〇円」を「二〇、六四〇円」に、「二八、〇五〇円」を「二八、六九〇円」に、「五〇、三六〇円」を「五一、四九〇円」に、「一七、七一〇円」を「一八、一一〇円」に、「八、四二〇円」を「八、六一〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三四、四四〇円」に、「六七、五四〇円」を「六九、二〇〇円」に、「二三、四九〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同表の二中「五、四三〇円」を「五、五四〇円」に、「四、九一〇円」を「五、〇三〇円」に、「四、一四〇円」を「四、二二〇円」に、「八、七八〇円」を「八、九八〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八三〇円」に、「二、八九〇円」を「二、九五〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八一〇円」に、「二、六二〇円」を「二、六八〇円」に、「三、七九〇円」を「三、八八〇円」に、「三、九六〇円」を「四、〇七〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九二〇円」に、「四、八九〇円」を「四、九九〇円」に、「四、六八〇円」を「四、七九〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九四〇円」に、「三、八一〇円」を「三、九〇〇円」に、「八二、一三〇円」を「八四、一四〇円」に、「二八、二〇〇円」を「三一、四二〇円」に、「四、〇三〇円」を「四、一二〇円」に、「三、五二〇円」を「三、六一〇円」に改め、同表の三中「七、一〇円」を「七三〇円」に、「一、五六〇円」を「一、六〇〇円」に、「三、五二〇円」を「三、六一〇円」に、「三、一一〇円」を「三、一九〇円」に、「七、一九〇円」を「七、三五〇円」に、「一、二七〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四四〇円」に、「六、八六〇円」を「七、〇二〇円」に、「二、九九〇円」を「三、〇七〇円」に、「一〇、六八〇円」を「一〇、九三〇円」に、「二、一、四〇〇円」を「二、九三〇円」に改め、同表の四中「三、二六〇円」を「三、三五〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八九〇円」に、「三、三五〇円」を「三、四三〇円」に、「五、五七〇円」を「五、七二〇円」に、「二、四二〇円」を「二、四八〇円」に、「三、三九〇円」を「三、四七〇円」に、「四、〇八〇円」を「四、一九〇円」に、「一四、五一〇円」を「一四、八七〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に、「二九、二五〇円」を「三〇、〇三〇円」に改め、同表の五中「一、六四〇円」を「一、六八〇円」に、「三、九八〇円」を「四、〇九〇円」に、「四、一八〇円」を「四、二九〇円」に改める。

(福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第二十一条 福岡県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「から第二十五条までの許可」を、「第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録」に改め、同条第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

第三条第一項中「又は第二十四条の許可」を「若しくは第二十四条の許可又は法第二十三条の二の登録」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加え、同条第二項中「又は第二十四条の許可」を「若しくは第二十四条の許可又は法第二十三条の二の登録」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

第五条第一項中「又は第二十四条の許可」を「若しくは第二十四条の許可又は法第二十三条の二の登録」に改める。

別表第一中「九四」を「九七」に、「五、二五〇」を「五、四〇〇」に改め、同表の備考中「許可」の下に「又は登録」を加える。

別表第三中「一一一」を「一一四」に、「一四四」を「一四八」に、「二三三」を「二二九」に改める。

(福岡県一般海域管理条例の一部改正)

第二十二条 福岡県一般海域管理条例(平成十二年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二砂の項中「六三」を「六四」に改め、同表砂利の項中「二〇三」を「二〇八」に改め、同表土砂(砂れき及び粘土を含む。)の項中「一〇二」を「一〇三」に改め、同表栗石の項中「一二七」を「一三〇」に改め、同表玉石の項中「七五」を「七七」に改め、同表転石の項中「五〇」を「五一」に改める。

(福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例の一部改正)

第二十三条 福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二栗石の項中「一四四」を「一四八」に改め、同表砂利の項中「二三三」を「二二九」に改め、同表砂の項中「一四四」を「一四八」に改め、同表土石(砂れき及び粘土を含む。)の項中「一一一」を「一一四」に改める。

(福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例の一部改正)

第二十四条 福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二栗石の項中「一四四」を「一四八」に改め、同表砂利の項中「二二三」を「二二九」に改め、同表砂の項中「一四四」を「一四八」に改め、同表土砂(砂れき及び粘土を含む。)の項中「一一一」を「一一四」に改める。

(福岡県建築都市関係手数料条例の一部改正)

第二十五条 福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表五の項中「百分の五」を「百分の百八」に改め、同表七五の項、七六の項、七九の項及び八〇の項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(福岡県都市公園条例の一部改正)

第二十六条 福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び手数料」を削る。

第二条の見出しを「(有料公園施設等の利用の承認)」に改める。

第五条中「場合には、」の下に「区域を定めて」を加える。

「第三章 使用料及び手数料」を「第三章 使用料」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定による許可を受けた者は、別表第一に定める使用料を納入しななければならない。

第十二条第二項第三号中「使用」を「使用の面積一平方メートルを単位として定めた使用料で、使用」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 使用の面積十平方メートルを単位として定めた使用料で、使用の面積に十平方メートル未満の端数があるときは、十平方メートルとみなして計算する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十七条の二を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第十七条の二 都市公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

一 第二条第一項の規定による利用の承認に関する業務

二 第三条第五号の規定による利用者への指示

三 第四条第一項ただし書及び第三項の規定による許可に関する業務

四 第五条の規定による利用の禁止及び制限並びに承認の取消し

五 第十一条の規定による承認又は許可の取消し、その効力の停止及びその条件の変更(第二条第一項の規定による利用の承認又は第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定による許可に係るものに限る。)

六 第十二条第一項の規定による使用料(第四条第一項ただし書又は第三項の規定による許可に係るものに限る。)の徴収

七 都市公園の諸施設の維持及び保守に関する業務

八 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 前項の場合における第二条から第五条まで及び第十一条の規定の適用については、第二条第一項中「知事の」とあるのは「指定管理者の」と、同条第二項、第三条、第四条第二項から第四項まで及び第五条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第四条第一項ただし書中「知事が」とあるのは「知事又は指定管理者が」と、「知事の」とあるのは「指定管理者の」と、第十一条第一項中「知事」とあるのは「知事(第二条第一項の規定による利用の承認又は第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定による許可に係る処分にあつては、指定管理者)」と、同条第二項中「知事」とあるのは「知事(第四条第一項ただし書又は第三項の規定による許可に係る処分にあつては、指定管理者)」とする。

別表第一の口中「軽飲食店」を「飲食店」に改め、同表の二中「都市公園」の下に「を占用する場合」を加え、同表に次のように加える。

三 第四条第一項に掲げる行為をする場合の使用料

区分	単位		金額
	単位	金額	
行商その他これに類するもの	三日以内	一件	一九〇円
	四日以上	一件	六四〇円
業として写真を撮影するもの	十五日以上	一件	一、二九〇円
	一月以内	一件	一、九四〇円
業として映画を撮影するもの	十四日以内	一件	六、五一〇円
	一月以上	一件	一三、〇三〇円

別表第二の一中「四七〇円」を「四八〇円」に、「九五〇円」を「九七〇円」に、「三、六六〇円」を「三、七六〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六六〇円」に改め、同表の二中「六五〇円」を「六六〇円」に改め、同表の三イ中「二、〇九〇円」を「二、一四〇円」に、「三、一三〇円」を「三、二一〇円」に、「三、六六〇円」を「三、七五〇円」に改め、同表の三口中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額		
	午前九時から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後九時まで
座の敷	二、六六〇円	三、三七〇円	三、〇二〇円
西の間	二、四二〇円	三、〇一〇円	二、七八〇円
次の間	一、四五〇円	一、九二〇円	一、六八〇円
立礼席	二、六五〇円	三、四七〇円	三、〇三〇円
茶室(全室)	八、九八〇円	一〇、八三〇円	一〇、〇九〇円
茶室(八畳)	五、七八〇円	六、八九〇円	六、五二〇円

別表第二の四中「九、四九〇円」を「九、七四〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四三〇円」に改め、同表の五中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額			
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
午前九時から正午まで	午後九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後九時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
	午後九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後九時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで

入場料を徴収しない場合								入場料を徴収する場合							
全館		楽屋		見所		舞台		全館		楽屋		見所		舞台	
平日	土日・休	平日	土日・休	平日	土日・休	平日	土日・休	平日	土日・休	平日	土日・休	平日	土日・休	平日	土日・休
一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円	一、一四〇円
一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円	一、一八七〇円
一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円	一、四八九〇円
二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円	二、六〇三〇円
三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円	三、五二〇円
一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	一、六六〇円
三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円	三、五四〇円
二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円
二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円
二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	二、八三〇円

別表第二の七中「二二〇円」を「二二〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五三〇円」に改め、同表の八中「三、〇〇〇円」を「三、〇七〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五三〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、同表の九中「三五〇円」を「三六〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同表の十イ中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額			
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午前九時から 午後一時から 午後九時まで
夏季期間 (屋内プール)	二〇、四五〇円	二七、二七〇円	二四、五〇〇円	四七、七〇〇円
夏季期間 (屋外プール)	二三、三八〇円	三一、一七〇円	五四、五五〇円	五、八二〇円
温水期間 (屋内プール)	三〇、七〇〇円	四〇、九三〇円	三六、八四〇円	七七、七八〇円
トレイニング室	九、二六〇円	二二、三四〇円	一一、二〇〇円	二二、六〇〇円
				三三、四六〇円
				三三、七〇〇円

別表第二十の十中「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同表の十一イ中「三、五六〇円」を「三、六五〇円」に、「四、七四〇円」を「四、八六〇円」に、「五、九三〇円」を「六、〇八〇円」に、「八、三一〇円」を「八、五二〇円」に、「一〇、六八〇円」を「一〇、九五〇円」に、「一四、二四〇円」を「一四、六〇〇円」に改め、同表の十二イ中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額	
	一人利用	二人以上利用
Sタイプ	八、六一〇円	七、五三〇円
Aタイプ	六、四六〇円	五、三八〇円
Bタイプ	五、三八〇円	四、三〇〇円
Cタイプ	四、三〇〇円	

別表第二の十二ロ中「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に改め、同表の十三中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額			
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午前九時から 午後一時から 午後九時まで

大交流室	平日	
	平日	土・日・休日
教室・工房一	二、四〇〇円	二、四〇〇円
教室・工房二	二、四〇〇円	三、二〇〇円
教室・工房三	一、八二〇円	二、四二〇円
教室・工房四	一、七二〇円	二、三〇〇円
教室・工房五	三、二七〇円	四、三六〇円
教室・工房六	一、四八〇円	一、九七〇円
エントランスギャラリー	一、〇四〇円	一、三九〇円
教室・工房A	三、五四〇円	四、七三〇円
教室・工房B	一、五一〇円	二、〇一〇円
教室・工房C	一、六九〇円	二、二六〇円

別表第三中「第十二条」を「第十七条の六」に改める。
別表第四を次のように改める。
別表第四 削除

(福岡県工業用水道使用料条例の一部改正)

第二十七条 福岡県工業用水道使用料条例(昭和四十一年福岡県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「三五円七銭」を「三六円七銭」に、「七〇円一四銭」を「七十二円一四銭」に、「二九円八二銭」を「三〇円六七銭」に、「五九円六四銭」を「六一円三四銭」に、「三八円八五銭」を「三九円九六銭」に、「七七円七〇銭」を「七十九円九二銭」に、「四七円二五銭」を「四八円六〇銭」に、「五六円七〇銭」を「五八円三二銭」に、「六一円九五銭」を「六三円七二銭」に、「九四円五〇銭」を「九十七円二

〇銭」に、「一一三円四〇銭」を「一一六円六四銭」に、「一二三円九〇銭」を「一二七円四四銭」に改める。
 (福岡県公営企業の設置等に関する条例及び福岡県工業用水道使用料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二十八条 福岡県公営企業の設置等に関する条例及び福岡県工業用水道使用料条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち福岡県工業用水道使用料条例第二条の表鞍手・宮田工業用水道の項の次に次のように加える改正規定中「五〇円四〇銭」を「五一円八四銭」に、「一〇〇円八〇銭」を「一〇三円六八銭」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。
 (経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において独立行政法人中小企業基盤整備機構の運営する工業用水道を使用している者の平成二十六年四月分の使用料については、第二条の規定による改正後の福岡県工業用水道使用料条例第二条の表田川工業用水道の項中「五一円八四銭」とあるのは「五〇円四〇銭」と、「一〇三円六八銭」とあるのは「一〇〇円八〇銭」とする。

(九州歴史資料館条例の一部改正)
第二十九条 九州歴史資料館条例(昭和六十年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二中「三、三六〇円」を「三、四五〇円」に、「八、一四〇円」を「八、三五〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一七〇円」に、「二二、二一〇円」を「二二、五二〇円」に改め、同表の三中「三七〇円」を「三八〇円」に改める。

(福岡県立美術館使用料条例の一部改正)
第三十条 福岡県立美術館使用料条例(昭和三十九年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表の二中「七、〇〇〇円」を「七、一八〇円」に、「四、七四〇円」を「四、八七〇円」に、「四、五一〇円」を「四、六二〇円」に、「二、九六〇円」を「三、〇

四〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六五〇円」に、「一〇、五六〇円」を「一〇、八三〇円」に、「七、一二〇円」を「七、三〇〇円」に、「六、七六〇円」を「六、九四〇円」に、「五、三四〇円」を「五、四七〇円」に改め、同表の三中「三、五六〇円」を「三、六五〇円」に、「五、九三〇円」を「六、〇八〇円」に改める。
 (福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部改正)

第三十一条 福岡県立社会教育総合センター使用料条例(昭和五十八年福岡県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

室名	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後七時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで
第一研修室	七二〇円	九六〇円	四八〇円	一、九二〇円	一、九二〇円
第二研修室	七二〇円	九六〇円	四八〇円	一、九二〇円	二、八八〇円
第三研修室	一、〇八〇円	一、四四〇円	七二〇円	二、八八〇円	四、三三〇円
第四研修室	一、九八〇円	二、六四〇円	一、三三〇円	五、二八〇円	七、九二〇円
自由研修室	一、九八〇円	二、六四〇円	一、三三〇円	五、二八〇円	七、九二〇円
第一和室	七二〇円	九六〇円	四八〇円	一、九二〇円	二、八八〇円
第二和室	七二〇円	九六〇円	四八〇円	一、九二〇円	二、八八〇円
講堂	一〇、九五〇円	一四、六〇〇円	七、三〇〇円	二九、二〇〇円	四三、八〇〇円
大研修室	三、二七〇円	四、三六〇円	二、一八〇円	八、七二〇円	一三、〇八〇円
視聴覚室	三、六三〇円	四、八四〇円	二、四二〇円	九、六八〇円	一四、五二〇円
音楽室	二、五五〇円	三、四〇〇円	一、七〇〇円	六、八〇〇円	一〇、二〇〇円
美術室	一、四四〇円	一、九二〇円	九六〇円	三、八四〇円	五、七六〇円

宿泊室 一人一泊につき 一、二〇〇円

(福岡県青少年科学館条例の一部改正)

第三十二条 福岡県青少年科学館条例(平成元年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「六五〇円」を「六七〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

(福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部改正)

第三十三条 福岡県教育職員免許状関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十七号

)の一部を次のように改正する。

第二条の表一二の項中「八七〇円」を「八八〇円」に改める。

(福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部改正)

第三十四条 福岡県立久留米スポーツセンター条例(昭和四十九年福岡県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の一中表の部分を次のように改める。

附属施設			競 技 場						区 分			
浴 室	合 宿 所	会 議 室	占 用 使 用									
			個人使用			入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合		
一回	一般	児童生徒	一時間につき	一般	児童生徒	単券	三三、三九〇円	八、一五〇円	三、二八〇円	四時間以内	四時間を超えて八時間以内	超過一時間ごと
	一泊						六四、七八〇円	一六、一九〇円	六、四五〇円			
	一人	一人					四〇円	四〇円	八五〇円			
							回数券(11枚)	五〇円	四〇〇円			
								五〇〇円	四〇〇円			
								一五〇円	六、四五〇円			
								四八〇円				
								八一〇円				

別表の二中表の部分を次のように改める。

競 技 場		区 分
個人使用	占 用 使 用	
	児童生徒	
一般	児童生徒	四時間以内
無	無	八時間以内
料	料	超過一時間ごと

別表の三中表の部分を次のように改める。

附属施設			競 技 場												区 分									
シャワー室	トレーニング室	会 議 室	占 用 使 用																					
			入場料を徴収する場合						入場料を徴収しない場合															
一回(個人用)	一回(個人用)	一時間につき	一般	児童生徒	休日	日・土	平日	休日	日・土	平日	休日	日・土	平日	休日	日・土	平日	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで		
七〇円	八〇円	二四〇円	二四〇円	一〇〇円	四三、八三〇円	三三、八八〇円	一四、六六〇円	二二、九〇〇円	一四、九五〇円	一四、六六〇円	二二、九〇〇円	一八、二六〇円	一四、六六〇円	二二、九〇〇円	一八、二六〇円	一四、六六〇円	四八七〇円	六、〇八〇円	七、三〇〇円	一〇、九五〇円	三、六五〇円	四、八七〇円	六、〇八〇円	八、五二〇円
					四八、七二〇円	三八、九六〇円	一八、二六〇円	二九、三三〇円	二四、三三〇円	二四、三三〇円	二四、三三〇円	二四、三三〇円	二四、三三〇円	二四、三三〇円	二四、三三〇円	二四、三三〇円	六、〇八〇円	七、三〇〇円	三〇、四四〇円	五、一一四〇円	四、三三〇円	四、三三〇円	四、三三〇円	四、三三〇円
					五四、七九〇円	四四、六六〇円	二二、九〇〇円	三三、八八〇円	二五、五七〇円	一八、二六〇円	二二、九〇〇円	一八、二六〇円	一八、二六〇円	二二、九〇〇円	一八、二六〇円	一八、二六〇円	七、三〇〇円	一〇、九五〇円	四三、六〇〇円	五、一一四〇円	四、三三〇円	四、三三〇円	四、三三〇円	四、三三〇円
					九二、〇六〇円	七二、六〇〇円	三三、八八〇円	三三、八八〇円	二五、五七〇円	二五、五七〇円	二五、五七〇円	二五、五七〇円	二五、五七〇円	二五、五七〇円	二五、五七〇円	二五、五七〇円	一〇、九五〇円	一〇、九五〇円	四三、六〇〇円	五、一一四〇円	四、三三〇円	四、三三〇円	四、三三〇円	四、三三〇円
					一〇三、五〇〇円	八四、五〇〇円	四〇、一八〇円	四〇、一八〇円	三三、八八〇円	三三、八八〇円	三三、八八〇円	三三、八八〇円	三三、八八〇円	三三、八八〇円	三三、八八〇円	三三、八八〇円	一三、三九〇円	一三、三九〇円	五四、七九〇円	五、一一四〇円	四、三三〇円	四、三三〇円	四、三三〇円	四、三三〇円
					二二五、一七〇円	一〇八、四〇〇円	五四、七九〇円	五四、七九〇円	四〇、五五〇円	四〇、五五〇円	四〇、五五〇円	四〇、五五〇円	四〇、五五〇円	四〇、五五〇円	四〇、五五〇円	四〇、五五〇円	一八、三三〇円	一八、三三〇円	八〇、九〇〇円	八、〇九〇円	八、〇九〇円	八、〇九〇円	八、〇九〇円	八、〇九〇円

別表の四中表の部分を次のように改める。

競技場		区分	金額	
個人使用	占用使用 一面		区分	金額
一般 二時間以内	児童生徒 二時間以内	二時間以内	四八〇円	
単券				
一九〇円	一〇〇円			
回数券 (11枚)				
一、九〇〇円	一、〇〇〇円			

（福岡県立体育・スポーツ施設条例の一部改正）
第三十五条 福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和六十三年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

健康体力測定室の使用料

種類	単位	区分	使用料（一人）
健康体力づくり相談	一回	児童生徒 一般	六二〇円
全身持久力向上相談	一回	児童生徒 一般	三三〇円
筋力向上相談	一回	児童生徒 一般	二、六一〇円
総合運動能力向上相談	一回	児童生徒 一般	一、三〇〇円
スポーツ心理相談	一回	児童生徒 一般	二、六一〇円
		児童生徒 一般	一、五六〇円
		児童生徒 一般	七八〇円
種別	単位	区分	料 金（一人）
アリーナ	二時間	児童生徒 一般	三三〇円
		児童生徒 一般	一五〇円
トレーニング室	二時間	児童生徒 一般	一八〇円

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

種別	時間	区分	金額
クライミングウォール	二時間	児童生徒 一般	三〇〇円
ボルダリングウォール	二時間	児童生徒 一般	一五〇円

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

サブアリーナ	メインアリーナ	種類	時間	金額
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	八、四六〇円	二五、四〇〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで	上記の場合で入場料を徴収する場合	一、二八〇円	一一〇、〇七〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		一〇、六六〇円	一三八、六一〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		一一、二八〇円	一四六、七七〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		一九、七五〇円	二五六、八五〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		二一、九五〇円	二八五、三九〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		三〇、四二〇円	三九五、四七〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		四、〇七〇円	五三、〇〇〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		五、四三〇円	七〇、六六〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		五、一二〇円	六六、五九〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		九、五一〇円	一二三、六七〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		一〇、五五〇円	一三七、二六〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		一四、六三〇円	一九〇、二六〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		三、七六〇円	四八、九二〇円
九時から 十二時まで	九時から 十二時まで		五、〇一〇円	六五、二三〇円

宿泊室(洋室)	種 類	単 位	区 分	料 金(一人)	ボルダリングウォール					クライミングウォール					多目的アリーナ					
					九時から 二十一時まで	十三時から 二十一時まで	十七時から 二十一時まで	九時から 二十一時まで	十三時から 二十一時まで	十七時から 二十一時まで	九時から 二十一時まで	十三時から 二十一時まで	十七時から 二十一時まで	九時から 二十一時まで	十三時から 二十一時まで	十七時から 二十一時まで	九時から 二十一時まで	十三時から 二十一時まで	十七時から 二十一時まで	
一泊			児童生徒	一、五六〇円	五、五三〇円	三、九九〇円	三、五八〇円	一、九四〇円	二、〇五〇円	一、五三〇円	九、九四〇円	七、一七〇円	六、四六〇円	三、四八〇円	三、六九〇円	二、七六〇円	一三、四八〇円	九、七二〇円	八、七八〇円	四、七〇〇円
			一般	三、一三〇円	一六、六一〇円	一一、九九〇円	一〇、七六〇円	五、八四〇円	六、一五〇円	四、六一〇円	二九、八四〇円	二一、五三〇円	一九、三八〇円	一〇、四五〇円	一一、〇七〇円	八、三〇〇円	四〇、四五〇円	二九、一六〇円	二六、三四〇円	一四、一一〇円
					七二、九八〇円	五一、九九〇円	四六、六五〇円	二五、三二〇円	二六、六六〇円	一九、九九〇円	一二九、三二〇円	九三、三一〇円	八三、九八〇円	四五、三二〇円	四七、九九〇円	三五、九九〇円	一七五、三一〇円	一二六、三八〇円	一一四、一五〇円	六一、一五〇円

別表第二の三中表の部分を次のように改める。

別表第三の二中表の部分を次のように改める。

種 類	期 間	単 位	区 分	料 金(一人)
スケートリンク	十一月一日から 翌年四月十日まで	一回	児童生徒	六七〇円
プー ル	七月一日から 九月三十日まで	一回	一般	一一〇円
			児童生徒	四四〇円
			児童	二二〇円
プー ル	十月十五日から 翌年六月三十日まで (二十五メートルプ ールのみ)	一回	一般	七八〇円
			児童生徒	四四〇円
			児童	二二〇円

別表第三の一中表の部分を次のように改める。

施 設 名	料 金
視 聴 覚 室	九四〇円
和 室	六七〇円
第 四 研 修 室	九九〇円
第 三 研 修 室	八八〇円
第 二 研 修 室	三六〇円
第 一 研 修 室	四六〇円
会 議 室	四六〇円

別表第二の四中表の部分を次のように改める。

宿泊室(和室)	一泊	料 金
	児童生徒	六七〇円
	一般	一、三五〇円

ライフル射撃場				種 類	単 位	料 金
エアライフル						
九時から十二時まで	九時から十七時まで	十二時から十七時まで	九時から十二時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、〇〇〇円の合計額	大 学 生	四三〇円
別表第五の二中表の部分を次のように改める。						
大口径射撃場		散弾銃射撃場		ライフル射撃場		
散 弾 銃 (スラグ弾)	ラ イ フ ル 銃	ス キ ー ト 射 撃 場 ト ラ ッ プ 射 撃 場	ス キ ー ト 射 撃 場	ス モ ー ル ボ ア ラ イ フ ル	ビ ー ム ラ イ フ ル	
一 日	一 日	一 日	一 日	一 日	一 日	大 学 生
その 他 の 者		大 学 生		中 学 校 、 高 等 学 校 又 は 中 等 教 育 学 校 の 生 徒 及 び 高 等 専 門 学 校 の 学 生	中 学 校 、 高 等 学 校 又 は 中 等 教 育 学 校 の 生 徒 及 び 高 等 専 門 学 校 の 学 生	大 学 生
二、七七〇円	二、三六〇円	二、五〇〇円	九〇〇円	七〇〇円	五〇〇円	五九〇円
三九〇円		三九〇円		一九〇円		六三〇円

第三十六条 (福岡武道館条例の一部改正)

福岡武道館条例(昭和五十四年福岡県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表武道場の部占用使用の項中「三、五六〇円」を「三、六五〇円」に、「四、七五〇円」を「四、八七〇円」に、「五、九四〇円」を「六、〇九〇円」に、「八、三二〇円」を「八、五三〇円」に、「一〇、六九〇円」を「一〇、九六〇円」に、「一四、二六〇円」を「一四、六二〇円」に、「七、一三〇円」を「七、三二〇円」に、「一三、〇七〇円」を「一三、四〇〇円」に、「一七、八二〇円」を「一八、二八〇円」に、「二四、九六〇円」を「二五、五九〇円」に、「三二、〇九〇円」を「三二、

大口径射撃場			散弾銃射撃場			スモールボアライフル		
散 弾 銃 (スラグ弾)	ラ イ フ ル 銃	ス キ ー ト 射 撃 場 ト ラ ッ プ 射 撃 場	ス キ ー ト 射 撃 場	ス モ ー ル ボ ア ラ イ フ ル	ス モ ー ル ボ ア ラ イ フ ル	ス キ ー ト 射 撃 場 ト ラ ッ プ 射 撃 場	ス キ ー ト 射 撃 場	ス モ ー ル ボ ア ラ イ フ ル
九時から十七時まで	十二時から十七時まで	九時から十二時まで	九時から十七時まで	九時から十七時まで	九時から十七時まで	一日	九時から十七時まで	十二時から十七時まで
九五〇円に利用人数を乗じた額及び七一、六〇〇円の合計額	九五〇円に利用人数を乗じた額及び四六、九〇〇円の合計額	九五〇円に利用人数を乗じた額及び三七、三〇〇円の合計額	九五〇円に利用人数を乗じた額及び三七、八〇〇円の合計額	九五〇円に利用人数を乗じた額及び二六、八〇〇円の合計額	九五〇円に利用人数を乗じた額及び二六、八〇〇円の合計額	九五〇円に利用人数を乗じた額及び一八、四〇〇円の合計額	九五〇円に利用人数を乗じた額及び一八、四〇〇円の合計額	三二〇円に利用人数を乗じた額及び一六、七〇〇円の合計額

、九〇〇円」に、「四二、七八〇円」を「四三、八七〇円」に、「二一、三九〇円」を「二一、九三〇円」に、「三九、二二〇円」を「四〇、二二〇円」に、「五三、四八〇円」を「五四、八五〇円」に改め、同部個人使用の項中「二三〇円」を「二四〇円」に改め、同表弓道場の部占用使用の項中「一、七八〇円」を「一、八二〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六五〇円」に、「四、五一〇円」を「四、六三〇円」に、「六、二九〇円」を「六、四五〇円」に、「八、〇八〇円」を「八、二八〇円」に、「二、一三〇円」を「二、一九〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二九〇円」に、「四、二七〇円」を「四、三八〇円」に、「五、三四〇円」を「五、四八〇円」に、「七、四八〇円」を「七、六七〇円」に、「九、六二〇円」を「九、八七〇円」に改め、同部個人使用の項中「二三〇円」を「二四〇円」に改める。

（福岡県警察関係手数料条例の一部改正）

第三十七条 福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項の表三の項中「一九、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改める。

第十四条第一項第一号の二中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同条第二項の表一の項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同表一の二の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十七条及び第二十八条の規定 公布の日
- 二 第七条中福岡県保健福祉関係手数料条例別表一一三の項、一一九の二の項及び一九の三の項の改正規定 平成二十六年六月十二日
- 三 第三十七条中福岡県警察関係手数料条例第十四条の改正規定 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第六十三号）の施行の日

（福岡県立公文書館条例の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の福岡県立公文書館条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（福岡県立アジア文化交流センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の福岡県立アジア文化交流センター条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この条例の施行の際現に申請がなされている試験等に係る手数料であつて、当該試験等の終了後でなければその額が確定できないものについては、なお従前の例による。

（福岡県建設技術情報センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二十条の規定による改正後の福岡県建設技術情報センター条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に申請がなされている試験等に係る手数料であつて、当該試験等の終了後でなければその額が確定できないものについては、なお従前の例による。

（福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日前にされた流水の占用の許可に係る当該許可の日の属する年度の流水占用料又は施行日前にされた土石等の採取の許可に係る土石採取料については、なお従前の例による。ただし、これらの許可に係る河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三十二条第四項の規定による知事に対する通知がされた場合において、知事が当該通知を施行日以後に受けたときは、この限りでない。

（福岡県一般海域管理条例の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第二十二条の規定による改正後の福岡県一般海域管理条例の規定は、施行日以後にされる土石採取の許可に係る土石採取料について適用し、施行日前にされた土石採取の許可に係る土石採取料については、なお従前の例による。

（福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例の一部改正

に伴う経過措置)

第八条 第二十三条の規定による改正後の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例の規定は、施行日以後にされる海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の規定による土石採取の許可に係る土石採取料について適用し、施行日前にされた同法の規定による土石採取の許可に係る土石採取料については、なお従前の例による。

（福岡県港湾区域又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第二十四条の規定による改正後の福岡県港湾区域又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例の規定は、施行日以後にされる港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による土石採取の許可に係る土石採取料について適用し、施行日前にされた同法の規定による土石採取の許可に係る土石採取料については、なお従前の例による。

（福岡県工業用水道使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

第十条 施行日前から継続して苅田工業用水道、大牟田工業用水道又は鞍手・宮田工業用水道を使用している者のこれらの使用に係る平成二十六年四月分の使用料については、第二十七条の規定による改正後の福岡県工業用水道使用料条例第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（九州歴史資料館条例の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第二十九条の規定による改正後の九州歴史資料館条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（福岡県立美術館使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第三十条の規定による改正後の福岡県立美術館使用料条例の規定は、施行日以後にされる福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の規定による使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前にされた同条例による使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 施行日の前日から施行日にかけて宿泊室に宿泊する者のその宿泊に係る使用

料については、なお従前の例による。

福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第八号

福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例（平成十七年福岡県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「法」という。」の下に「第六条第四項及び」を加える。

第二条の見出しを「（法第四十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産）」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産）

第二条 法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、法第四十二条の第二項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもので（その性質上法第四十二条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他知事が定める財産とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第九号

福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正す

る条例

福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成十九年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二條の三」を「第二十條」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十号

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年福岡県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の百五十一」を「零」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十一号

福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例

福岡県介護基盤緊急整備基金条例（平成二十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年九月三十日」を「平成二十七年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十二号

福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例

福岡県介護職員処遇改善等基金条例（平成二十一年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年九月三十日」を「平成二十七年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十三号

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年六月三十日」を「平成二十八年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十四号

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条

例の一部を改正する条例

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「であつて常時介護を要する障害者」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するもの」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十六条中「相談」の下に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十五号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（調査計画届の提出等）」に改め、同条第一項第四号中「次項」を「次条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による調査計画届の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、その定める調査の指針（以下「調査指針」という。）に基づき、設置者に対して、調査の項目及び方法について指導するものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

（環境調査書の提出）

第六条の二 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置が周辺的环境に及ぼす影響について

、調査指針及び前条第二項の規定による知事の指導の内容に基づき、速やかに、必要な調査を行った上で、規則で定める事項を記載した調査書（以下「環境調査書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

第七条第一項中「前条第二項」を「前条」に改める。

第八条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「閲覧」を「縦覧」に改める。

第十条第一項及び第三項並びに第十二条第一項中「閲覧期間」を「縦覧期間」に改める。

第十三条第三項中「第一項の」の下に「規定による」を加え、「送付するものとする」を「送付し、六十日を超えない期間を定めて、環境の保全上の意見を聴かなければならない」に改め、同条第四項を削る。

第二十三条第一項第一号中「第六条第二項」を「第六条の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（調査計画届の失効）

第二十三条の二 第六条の二の規定による環境調査書の提出をしない設置者に対して前条第一項の規定による勧告がされた場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その勧告に係る調査計画届は、その効力を失う。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十六号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例
 福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の次に次の一条を加える。

（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）

第三十条の二 法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務のうち大牟田市の区域に係るものは、法第二十八条の規定により、同市が処理することとする。

2 第二章から第四章までの規定は、大牟田市の区域については、適用しない。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表四三の項市町村の欄中「福岡市」の下に、「大牟田市」を加える。

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十七号

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例

（福岡県立学校授業料等徴収条例の一部改正）

第一条 福岡県立学校授業料等徴収条例（昭和二十七年福岡県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「入学料を」の下に「、在学する生徒は授業料を」を加え、同条第五項中「後期課程進級料を」の下に「、後期課程に在学する生徒は授業料を」を加え、同条第七項を削り、同条第八項中「第三項の入学料」の下に「若しくは授業料」を加え、「、第六項の入学料又は第七項の授業料」を「若しくは授業料又は第六項の入学料」に改め、同項を同条第七項とする。

第三条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定による申請又は同法第十七条の規定による届出をした者に係る授業料については、教育委員会の指定する日までに納めなければならない。

（福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部改正）

第二条 福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例（昭和三十四年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（以下「県立高等学校」という。）」を削り、「入学料」の下に「及び受講料」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定による申請又は同法第十七条の規定による届出をした者に係る受講料については、教育委員会の指定する日までに納付しなければならない。

第三条の次に次の一条を加える。

（受講料の減免）

第四条 特別の事由があると認めるときは、受講料を減額し、又は免除することができる。

2 受講料減免の基準手続などについては、教育委員会規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の県立高等学校（第一条の規定による改正前の福岡県立学校授業料等徴収条例（以下「旧徴収条例」という。）第一条第一項に規定する県立高等学校及び第二条の規定による改正前の福岡県立高等学校通信教育入学科及び受講料条例第一条第一項に規定する県立高等学校をいう。）に係る授業料若しくは受講料又は県立中等教育学校（旧徴収条例第一条第一項に規定する県立中等教育学校をいう。）の後期課程に係る授業料の徴収及び当該受講料の減免については、なお従前の例による。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十八号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、五十五歳を超える職員の第三項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年

福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
附則第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第八条第五項の規定は、同日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用する。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、施行日の前日において第二条の規定による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下「改正前の給与条例」という。）附則第七条の規定による給料の支給を受けていたもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、その者の受ける給料月額のほか、経過措置基準額（施行日の前日において支給を受けていた給料月額と同条に規定する差額に相当する額との合計額からその者の受ける給料月額を減じた額（零を上回るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。

一 施行日から平成二十七年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の一を乗じて得た額（一円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が三千円を超える場合は三千円とする。）

二 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の二を乗じて得た額（一円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が六千円を超える場合は六千円とする。）

三 平成二十八年四月一日以降 施行日以降の期間について、経過した年数一年につき三千円を乗じて得た額に三千円を加算した額

2 施行日の前日から引き続き改正前の給与条例附則第七条の規定による給料を受けていた職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 施行日の前日に改正前の給与条例附則第七条の規定による給料の支給を受けていない職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第三条 前条の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与条例第二十条第五項（改正後の給与条例第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の給与条例第二十条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第十八号）附則第二条の規定による給料の額との合計額」とする。

2 前条の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第十八号）附則第二条の規定による給料の額との合計額」とする。

一 福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第一号）第三条
 二 福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例（昭和三十五年福岡県条例第四十三号）第三条

三 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年福岡県条例第四十二号）第三条第一項
 四 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号）第四条第四項

（人事委員会規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十九号

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（福岡県県立学校職員定数条例の一部改正）

第一条 福岡県県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、六四三人」を「五、六五一人」に、「四五九人」を「四六〇人」に、「二九三人」を「二七九人」に、「六、三九五五人」を「六、三九〇人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、六一二人」を「一、六六三人」に、「三人」を「一人」に、「五一人」を「四八人」に、「一、七二八人」を「一、七七四人」に改める。

（福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「二三、一七四人」を「二三、一四人」に、「一、一五〇人」を「一、一四四人」に、「三八六人」を「三九〇人」に、「一、三五五人」を「一、三五〇人」に、「二六、〇六五人」を「二六、一九八人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、四二五人」を「一、四四七人」に、「一三人」を「一五人」に、「一、五五七人」を「一、五八一人」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県条例第二十号

福岡県知事 小川 洋

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会

いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第十四条第三項の地域におけるいじめの防止等のための対策、同法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十一号

福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、五十五歳を超える職員の第二項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第七条第四項の規定は、同日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用する。

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、施行日の前日において第二条の規定による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正前の給与条例」という。）附則第七条の規定による給料の支給を受けていたもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、その者の受ける給料月額のほか、経過措置基準額（施行日の前日において支給を受けていた給料月額と同条に規定する差額に相当する額との合計額からその者の受ける給料月額を減じた額（零を上回るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。

- 施行日から平成二十七年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の一を乗じて得た額（一円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が三千円を超える場合は三千円とする。）
- 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の二を乗じて得た額（一円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が六千円を超える場合は六千円とする。）
- 平成二十八年四月一日以降 施行日以降の期間について、経過した年数一年につき三千円を乗じて得た額に三千円を加算した額

2 施行日の前日から引き続き改正前の給与条例附則第七条の規定による給料を受けていた職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給さ

れる職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 施行日の前日に改正前の給与条例附則第七条の規定による給料の支給を受けていない職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第三条 前条の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与条例第二十条第五項（改正後の給与条例第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の給与条例第二十条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第二十一号）附則第二条の規定による給料の額との合計額」とする。

2 前条の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第二十一号）附則第二条の規定による給料の額との合計額」とする。

一 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号）第五條第五項

二 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号）第四條第四項

（人事委員会規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。